

## 第5編 災害復旧・復興対策編



## 第5編 災害復旧・復興対策編 目次

第1章 災害復旧対策	1
第1節 復旧事業の推進	1
第2節 被災者の生活再建等の支援	2
第3節 中小企業の復旧支援	8
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	9
第5節 ライフライン等の復旧	11
第2章 災害復興対策	15
第1節 復興に向けた基本的な考え方	15
第2節 復興に向けた組織・体制整備	15
第3節 復興計画等の策定	16



# 第1章 災害復旧対策

## 第1節 復旧事業の推進

<b>実施担当</b>	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、調査班（税務課）、経理班（財政課、会計課）、関係各班 関係機関
-------------	---

### 方針

市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

また、市は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。

なお、男女平等参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 計画

#### 1 被害の調査

市をはじめ被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

#### 2 公共施設等の復旧

##### (1) 復旧事業計画の作成

市をはじめ関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

なお、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

##### (2) 復旧完了予定時期の明示

市をはじめ関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

#### 3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(昭和37年法律第150号) (以下、「激甚災害法」という。) 及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

## 4 激甚災害指定による財政援助

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

## 5 特定大規模災害

府は、特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村または市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。市は必要に応じて府に権限代行制度による支援を要請する。

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

<b>実施担当</b>	調査班(税務課)、福祉総務班(生活福祉課、保険年金課)、災害相談班(人権推進課)、建築班(住宅公園課、都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課)、関係各班関係機関
-------------	---

### 方針

市及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

【資料 5-1-2-1】 災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料 5-1-2-2】 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料 5-1-2-3】 泉南市災害見舞金等支給規程

## 計 画

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

### 2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、府及び大阪府社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

#### (1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

#### (2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

### 3 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した

住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

## 4 租税等の減免及び徴収猶予等

---

- (1) 国は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (2) 府は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪府税条例（昭和25年条例第75号）に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
  - ア 申告、納入若しくは納付期限の延長
  - イ 府税の還付又は減免
  - ウ 徴収猶予
  - エ 滞納処分の執行停止、換価猶予
- (3) 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- (4) 市は、地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (5) 国は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

## 5 雇用機会の確保

---

府及び関係機関は、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

- (1) 府及び大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じて速やかにあっせんを図る。
- (2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置について、国は次の措置を講ずる。
  - ア 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
  - イ 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。
- (3) 府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。
- (4) 市は、雇用機会の確保に関する情報の周知に努める。



## 6 住宅の確保等

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

### (1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

エ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）等の相談・情報の提供

### (2) 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

### (3) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け有料賃貸住宅のあっ旋を行う。

### (4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

### (5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、府と連携を図り必要な措置を講じることとする。

## 7 被災者生活再建支援金

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

### (2) 被災者生活再建支援制度の概要

#### ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害

(ロ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(オ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ロ)に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ロ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

### (3) 支給対象世帯

自然災害により、以下ア～オとなった世帯となる。

#### ア 住宅が全壊した世帯

#### イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

#### ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

#### エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

#### (4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・住宅を建設又は購入した場合  
上記(3)ア～エの世帯 200万円  
上記(3)オの世帯 100万円

- ・住宅を補修した場合  
上記(3)ア～エの世帯 100万円  
上記(3)オの世帯 50万円

- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）  
上記(3)ア～エの世帯 50万円  
上記(3)オの世帯 25万円

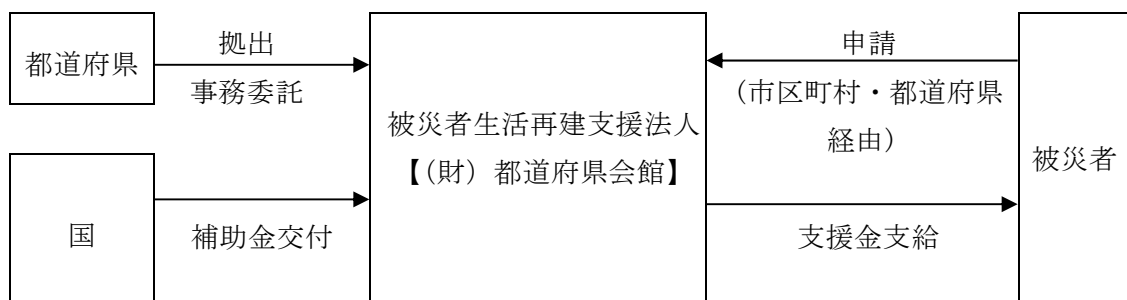
※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、  
いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

（中規模半壊世帯は1/2）

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

#### (5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



（所管：内閣府）（支援金の1/2）

## 第3節 中小企業の復旧支援

実施担当	農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 関係機関
------	----------------------------------

### 方針

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることとし、市はこれらに協力する。

なお、市及び府は、あらかじめ泉南市商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 計画

#### 1 措置

- (1) 市は、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- (2) 府は、中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (3) 府は、中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- (4) 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための融資制度を実施する。
- (5) 手続きの迅速化、既借入金の償還条件の緩和などの特別措置を信用保証協会等に要請し、協力を求める。

#### 2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

市及び関係機関は、これら制度の周知に努める。

##### (1) 政府系金融機関の融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

イ 株式会社商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

##### (2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。備蓄・保有する装備資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

## 第4節 農林漁業関係者の復旧支援

<b>実施担当</b>	農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 関係機関
-------------	----------------------------------

### 方針

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることとし、市はこれらに協力する。

### 計画

#### 1 措置

- (1) 市は、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- (2) 府は、農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (3) 府は、株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (4) 府は、被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (5) 府は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。

#### 2 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

市及び関係機関は、これら制度の周知に努める。

##### (1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

## **(2) 農林水産業資金**

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

## **(3) 大阪府農林漁業経営安定資金**

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

## 第5節 ライフライン等の復旧

<b>実施担当</b>	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、調査班（税務課）、経理班（財政課、会計課）、関係各班 関係機関
-------------	---

### 方針

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

### 計画

#### 1 上水道（大阪広域水道企業団）

##### (1) 復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

##### (2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪広域水道企業団のウェブサイト上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 2 下水道（市、府）

##### (1) 復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きい

いものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

## (2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、府及び市のウェブサイト上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 3 電力（関西電力送配電株式会社）

---

災害時等を想定し、民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

### (2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、関西電力株式会社のウェブサイト上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

---

### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

### (2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のウェブサイト上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。



## 5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

---

### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

### (2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、各電気通信会社のウェブサイト上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 6 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

---

### (1) 復旧計画

ア 被災した施設及び設備等については、迅速かつ確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

### (2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

## 7 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

---

### (1) 復旧計画

ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

### (2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、各事業者のウェブサイト上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 8 道路（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

---

### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。市は、必要に応じて府に支援を要請する。

### (2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、国、大阪府及び市のウェブサイト上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 第2章 災害復興対策

### 第1節 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

### 第2節 復興に向けた組織・体制整備

<b>実施担当</b>	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、関係各班
-------------	-----------------------------

#### 方針

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置し、また関係機関との調整を行う。

#### 計画

##### 1 復興対策本部の設置

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の基本方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を市民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。

しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。

〔組織〕

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部員 各部長

なお、本部長は、上記に加え災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。

## 2 関係機関との調整

府は、復興計画等の策定から実施にあたって、国の復興基本方針や関西広域連合の関西復興戦略、市町村の復興計画など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みと整合が図れるよう調整する。また、国の復興対策本部及び復興現地対策本部が置かれた場合には、これらが行う総合調整と緊密な連携を図るものとする。

## 第3節 復興計画等の策定

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、関係各班 関係機関
------	-------------------------------------

### 方針

市は、府の復興基本方針等と整合を図り、市復興計画を定めるものとする。

### 計画

#### 1 府における基本方針（基本方向）の決定

府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第9条に基づく都道府県基本方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (2) 大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針
- (3) 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

#### 2 市における復興計画の策定

- (1) 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、

大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画を定めることができる。復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の関西復興戦略など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

- (2) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。

また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 市人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

- (3) 市は、復興計画に基づき、震災復興都市計画を定めるものとする。

### 3 関西広域連合における復興に向けた取組み

---

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣などによる復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は必要に応じて関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる関西復興戦略を策定する。